# 2020年1月号 第 151 县

月刊情報誌

# 人保健施設シーダ・ウォーク



### 時事寸考

シーダ・ウォーク施設長、医師の吉田です。

"シーダ・ウォーク(Cedar Walk)"の、"Cedar"は「杉」、"Walk"

はこの場合「小道」とか「散歩道」といった 意味で、杉並区の「杉並」にかけています。 しかし、桜や銀杏の並木は諸所にあります が、杉の並木はありませんね。調べてみる と、江戸時代の初期、成宗村と田端村(成田



のあたり)の領主、岡部氏が領地の境界を示すため、青梅街道 に杉を植えたのが、「杉並」の由来だそうです。ちなみに、この 杉はもうありません。

ほとんど落葉しましたが、シーダ・ウォーク周辺では、銀杏が きれいです。銀杏は、一見、普通の落葉広葉樹にみえますが、 分類上は裸子植物門イチョウ網イチョウ目イチョウ科イチョウ属



の唯一の現存種で、被子植物ではないので、 広葉樹とは呼びません。よく見ると、葉脈が扇 形になっていたり、幹からいきなり葉がでたり と変なところがあります。イチョウの仲間は大

昔に繁栄しましたが、氷河期に現存種以外は絶滅したため、 「生きた化石」と呼ばれています。

銀杏(イチョウ)の種子も、銀杏と書いて、ギンナンと読みま す。ややこしいですね。ギンナンの臭いを避けるために、街路 樹には種子のできない雄株のみが使われることが多いようで す。イチョウの学名は、"Ginkgo biloba"ですが、発音不能です。 "Ginkgo"の綴りミスが元ですが、一度つけた学名は修正できな いのです。

# 栄養科より今月の一押しメニュー

元旦には、黒豆やなますなどの"おせち盛り合わせ"、2 日に は、"鯛ごはん"、"宝蒸し"、"栗きんとん"、3日 には、"ちらし寿司"にイクラを添えてご用意する 予定です。お料理でお正月をお楽しみいただけ ればと思います。

また、7 日の朝食には"七草粥"と、これからも季節感を大切 にしながら、栄養バランスの良い食事を、皆様にご用意させて いただきたいと考えております。

食は健康の源です。しっかり食事を取り、元気にお過ごしくだ さい。

#### 車いす貸出しのご案内



当施設は、杉並区社会福祉協議会の車いす 貸出し拠点となっており、1ヶ月までの短期間、 ご希望される方に車いすの無料貸出しを行って います。

車いすを使うご本人、もしくは、ご家族が杉並 区の方であれば、シーダ・ウォークのご利用者以外でも貸出 しができます(杉並区以外にお住まいの方は、各自治体の 社会福祉協議会にお問合せください)。

詳しくは、1 階事務室までご連絡ください。

# イベント・コンサート ※13 時 30 分~14 時 30 分※

1月11日(土)新春&10周年コンサート

【こ一る・にこっと♪の皆さん】

1月18日(土)ニューイヤーコンサート

【コーラス クヴェレの皆さん】

1月25日(土)クラシック室内楽演奏コンサート

【アンサンブル・コマエドの皆さん】

#### 面会時のお願い

インフルエンザ流行時期のご面会時には、マスク の着用と手指の消毒をお願いしています。マスクは ご持参いただくか、お忘れの際は1階事務窓口横 の販売機でご購入をお願いします。



なお、体調がすぐれない方のご面会は、お断り させていただく場合もございますので、予めご了承 ください。利用者さんの感染症予防のため、皆様の ご理解、ご協力をお願いいたします。

# Cedar Walker で法律相談

毎回、様々なテーマで法律問題を簡単に解説していただく、こ の連載ですが、今回のテーマは…

# 自筆証書遺言保管制度

2020年7月10日より、自筆証書遺言の保管制度がスタート します。

遺言を残す方法で、もっとも手軽にできるのは、自筆証書遺 言(自分自身で書く遺言)ですが、シーダ・ウォーカーでも以前 にご紹介したとおり、法改正により、パソコン等で作成した目録 を遺言に添付することができるようになり、以前にも増して作成 することが容易となりました。

ただ、自筆証書遺言については、保管場所をどうするか、とい う問題があります。いったん作成した遺言であっても、紛失して しまったり、発見した人が破棄してしまったりしたら、その内容 は分からなくなってしまいます。貸金庫に保管するという方法も ありますが、貸金庫に入れておいたこと自体、誰も把握してい なければ、やはり遺言の内容は実行されません。

この保管場所の問題について解決するため、法律の改正が 行われ、2020年7月10日より、自筆証書遺言の保管制度がス タートすることとなりました。

この制度がスタートした後には、自筆証書遺言を作成した人 が法務局に遺言書の保管を申請することができるようになりま す。法務局で、本人であるかどうかの確認がなされた後、法務 局で自筆証書遺言の原本が保管されることになりますので、紛 失する恐れがなくなります。

また、被相続人本人が亡くなった後、遺言書が保管されてい るかどうかについて、相続人が法務局に問い合わせて調べる こともできます。遺言書が保管されている場合には、遺言書の 閲覧をしたり、写しを交付してもらうこともできます。よって、遺 言があるかどうか分からない場合でも、とりあえず法務局で調 べれば、保管制度により保管されている自筆証書遺言がある かどうかは分かりますので、相続人にとっても、遺言を探しやす くなります。

自筆証書遺言の保管制度については、上記のようなメリット がありますので、今後、遺言を残される場合には、是非利用を 検討してみてください。

桜丘法律事務所 弁護士 大窪和久

(電話)03-3780-0991 (WEB)http://www.sakuragaoka.gr.

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク

〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9

TEL. 03-5311-6262(代) FAX.03-5311-6180 http://www.kawakita.or.jp/ 2019年12月25日発行 vol.151 編集:山口·谷山·谷沢·大島

# 2019 ディケア チ 出 プログラム

今年度は、例年開催している「園遊会」とは少し趣向を変え、外出希望のある方に「何処に行きたいか?」アンケートを取り、近隣~ちょっと遠出まで、少人数での個別のお出かけをしてきました。

・羽田空港・浅草・近隣の甘味屋さん・キッチンスタジオでのおやつ作り

などなど



旅の玄関ロ「羽田空港」

何度行っても楽しい

「浅草」





キッチンスタジオでの「おやつ作り」